		石灰石	従事者十名以上のもの
	コークス	コークス	全部
	原油及び天然ガス	原油 天然ガス	全部
	石油製品	石油製品	全部
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属地金	電気金 電気銀 粗銅 電気銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 亜鉛	全部
		アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	全部
		シリコンウエハ	全部
	非鉄金属加工製品	伸銅製品	全部
		はんだ 銅合金塊	全部
		アルミニウム粉	全部
		アルミニウム圧延製品	全部
		電線・ケーブル	従事者三十名以上のもの
		光ファイバ製品	全部

	石灰石
コークス	コークス
原油及び天然ガス	原油 天然ガス
石油製品	石油製品
非鉄金属地金	電気金 電気銀 粗銅 電気銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 亜鉛
	アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金
	シリコンウエハ
非鉄金属加工製品	伸銅製品
	はんだ 銅合金塊
	アルミニウム粉
	アルミニウム圧延製品
	電線・ケーブル
	光ファイバ製品

	従事者十名以上のもの
コークス	全部
原油及び天然ガス	全部
石油製品	全部
非鉄金属地金	全部
	全部
	全部
非鉄金属加工製品	全部
	全部
	全部
	全部
	従事者三十名以上のもの
	全部

コークス	
原油及び天然ガス	原油及び天然ガス月報
石油製品	石油製品月報
非鉄金属地金	非鉄金属月報
	アルミニウム月報
	非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）
非鉄金属加工製品	非鉄金属製品月報（伸銅製品）
	非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）
	アルミニウム月報
	非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）
	非鉄金属製品月報（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。